

市野川流域下水道事業維持管理負担金に関する要望書

流域下水道は、公共用水域の水質環境基準の達成と、人々の快適な生活環境の実現を大きな目的とし、流域に關係する複数の市町村の行政区域を越えて、都道府県によって広域的かつ効率的な下水の排除、処理を行うものであります。

この処理にかかる費用は、下水道法第31条の2（市町村の負担金）として、「利益を受ける市町村に対し、その利益を受ける限度において、その設置、改築、修繕、維持その他の管理に要する費用の全部又は一部を負担させることができる。」と規定されています。

滑川町・嵐山町・小川町の3町は、「市野川流域下水道」に接続しており、平成6年の供用開始から水洗化人口や流入下水量は増加傾向にあり、累積収支も黒字が続いております。

しかしながら、その流域施設を支える維持管理負担金は、現在1立方メートル当たり87円であり、県内8つの流域を比較すると、県南の流域と3倍近く開きのある県北の荒川上流流域等に次ぐ負担金単価となっています。

電気、ガス、水道等と同じく住民生活に直結するインフラである公共下水道において、このような大きい地域格差があることは、都心から地方へ人の流れをつくる地方創生の取組みや、持続可能なまちづくりを目指す埼玉版スーパー・シティプロジェクトにおける大きな障壁であることから、県全体の事業としてのスケールメリットを活用し推進すべき事業であると認識しております。

このような観点から、埼玉県におかれましては、是非とも下記要望の実現にご尽力賜りますようお願い申し上げます。

記

1 今後予想される人口減少は、県南地域に比べ県北地域の方が著しいため、現状大きな開きのある流域維持管理負担金の一人当たりの額についても、益々格差が広がっていくものと推察されます。

「行政人口の多い流域は一人当たりの負担が軽く、少ない流域は重く」ではなく、同じ埼玉県民の負担の公平性の観点から、今回の単価協議において各流域の維持管理負担金格差を大幅に改善することを要望します。

2 埼玉県水道用水供給事業においては、地域別に異なっていた水道料金を段階的に統一し、平成11年以降現行料金を維持しています。また、上下水道事業における

施設更新等事業については「ウォーターPPP」導入による事業展開が推進されています。

その上で、県内8つの流域事業について、将来的には「埼玉県1つの流域事業」として捉えていただき、新たな事業枠組の構築を要望します。

令和7年4月10日

滑川町長 大塙信一

嵐山町長 佐久間孝光

小川町長 島田康弘

埼玉県知事 大野元裕様